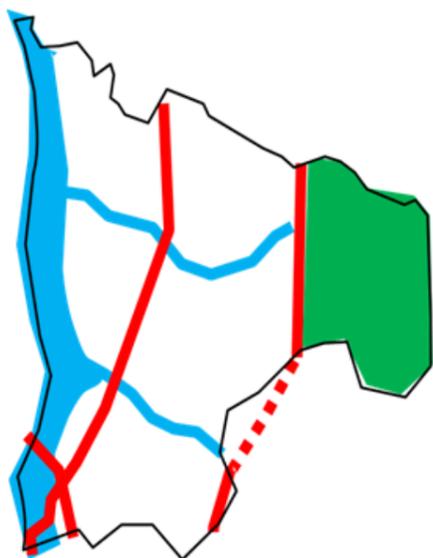


〈 参 考 资 料 〉

ガイドライン推奨基準と規制基準との比較表

形式	基準区分	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
		右記以外	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	商業地域 近隣商業地域
屋上広告物	ガイドライン推奨基準	大きさ 縦：建物の高さの1/5以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内
	規制基準 (道路軸・河川軸・東部制限区域)	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの2/3以内 横：建物の幅の範囲内
	規制基準（許可区域）	大きさ 縦：建物の高さの2/3以内 横：建物の幅の範囲内		
壁面広告物	ガイドライン推奨基準	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/5以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内
	規制基準 (道路軸・河川軸・東部制限区域)	大きさ 縦：建物の高さの1/2以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの範囲内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの範囲内 横：建物の幅の範囲内
	規制基準（許可区域）	大きさ 縦：建物の高さの範囲内 横：建物の幅の範囲内		
地上広告物	ガイドライン推奨基準	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 10m以内（※）	地上からの高さ 10m以内
	規制基準 (道路軸・河川軸・東部制限区域)	地上からの高さ 10m以内（非自家用）、規定なし（自家用）		
	規制基準（許可区域）	規定なし		
電光表示 (デジタル サイネージ)	ガイドライン推奨基準	表示・設置は控える	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内
			地上からの高さ 5m以内	地上からの高さ 10m以内

※規制基準の方が厳しい制限となる場合は、規制基準を遵守すること



凡 例	
■	道路軸制限区域
■	河川軸制限区域
■	東部制限区域
無着色	許可区域